



即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13

e-mail : sokudai@mail.zhizhi.net HP : http://sokudai.zhizhi.net

郵便振替口座 : 00120-3-293255 (即位・大嘗祭違憲訴訟の会)

第10号

歴史を遡って徹底論議に臨む

7月5日に開かれた第8回口頭弁論(国賠部分)に先立って、原告側弁護団は「第八準備書面」を7月2日に提出しました。「各論の補充」のタイトル、その内容は、戦前に遡る天皇制の果たした役割。具体的には侵略戦争に駆り立てた天皇制ファシズムを歴史を追って明らかにするものです。天皇代替わり諸儀式の問題を、2019年～2020年に行われた儀式だけを見ていたのでは、問題の所在がわかりません。なぜ、戦後に政教分離原則が定められたのか。なぜ国家が宗教に関わることを厳格に禁止しなければならなかったのか。その理由が、即位儀式が行われた「今」を見るだけでは見えないからです。侵略戦争へと日本中を駆り立てた天皇制ファシズムは、今も戦前と断絶せず、象徴天皇制において継続され、連続していることを理解する時、問題の本質が見えて来ます。そのために、歴史を振り返る膨大な作業に取り掛かったのが第八準備書面です。

その目次は「天皇の戦争責任」、「天皇制ファシズムと教育勅語」、「天皇と『祝日』・元号・『日の丸』・『君が代』」、「三種の神器」。これで終わりではなく、これが始まり。今も連続する天皇制問題への取り組みへの膨大な作業が始まりました。

た。さて問題は、裁判官が、これをどこまで取り上げてくれるか。「今の即位儀式に直接関係がない。」と、訴訟指揮の名目で切り捨てられないか、というところ です。

法廷当日は、20分程度の短い時間ながら、「なるべく早く片付けたい」と画策する裁判官と、「そう簡単に済む問題ではありませんよ」と粘る原告側の熾烈な駆け引きが繰り広げられました。表面的には、裁判官も一見、実に紳士的に、「原告の主張する権利は最大限尊重しますよ」と言う装いは見せながら、その言葉の端々から「そんなに長引かれたらたまらん」「いかに短く言論を切り上げさせるか」という本音が見える感じ。あくまでも私の主観的解釈ではありますが、当日やりとりされた言葉上のやりとりと、その本音の熾烈な探り合いを、再現してみたいと思います。

なぜ、この様な歴史を振り返るのか、をS原告代理人が一通り説明した後に……。

裁判長：わかりました。では、今後の弁論は大体、何期日を予定していると考えたらよろしいでしょうか？(心の声「これをいつまでやるつもりだ。いつまでも続かせないた

●国家賠償請求裁判

▶第9回口頭弁論の期日が決まりました！

- ・10月4日(月)14時30分～
- ・東京地方裁判所103号法廷

●第2次差止請求控訴審

▶第1回口頭弁論

- ・10月11日(月)10時30分～
- ・東京高等裁判所717法廷

原告・控訴人、支援者のみなさま、体調と相談の上、ぜひ傍聴においでください。傍聴席を埋め尽くすことで原告の思いを伝えよう。

消毒、マスク着用のご協力をお願いします。

●法廷終了後、報告集会を開催します！

法廷でのやりとりや今後の展開等について、弁護団からの説明を聞くことができます。また、傍聴されたみなさまからのご意見やご質問などを共有する場でもあります。ぜひご参加ください。

▶10月4日(月)国家賠償請求裁判報告集会

- ・場所：日比谷図書文化館(日比谷公園内)セミナールームB
- ・時間：15:00くらいから(法廷終了後、会場にみなさまが集まられたところで開始します)

▶10月11日(月)第2次差止請求控訴審報告集会

- ・場所：日比谷図書文化館(日比谷公園内)セミナールームB
- ・時間：11:00くらいから(法廷終了後、会場にみなさまが集まられたところで開始します)

参加費：500円(会場使用料がかかっています。ご協力お願いします)



めには、最大何期日かを限定しなければ。)

A原告代理人：今後「日本国憲法制定の経緯」と「日本国憲法下の象徴天皇制」についてまとめる必要があります。それを主張するためには、三期日は必要です。

裁判長：そうですか。訴訟の円滑な進行にもご配慮頂いて、三期日と言われたところを、二期日でまとめてくださるようご考慮いただけませんか？（心の声「ゲッ！三期日かよ！そんなに取るのか？これは少しでも値切って期日を切り詰めなければ。」）

原告代理人：三期日は必要と思いますが、なるべく短い期間でまとめるよう努力してみます。（心の声「約束はしないよ。あくまでも努力目標だからね。」）取り急ぎ「日本国憲

法制定の経緯」と「憲法下の象徴天皇制の解釈」については、そのくらいを想定しています。

裁判長：それ以降も論じるテーマがおりになりますか。それはどのようなテーマを想定しておられるのでしょうか？（心の声「ゲッ！それについては、だと？それから先がまだあるのか！二期日で終わりでないのか！」）

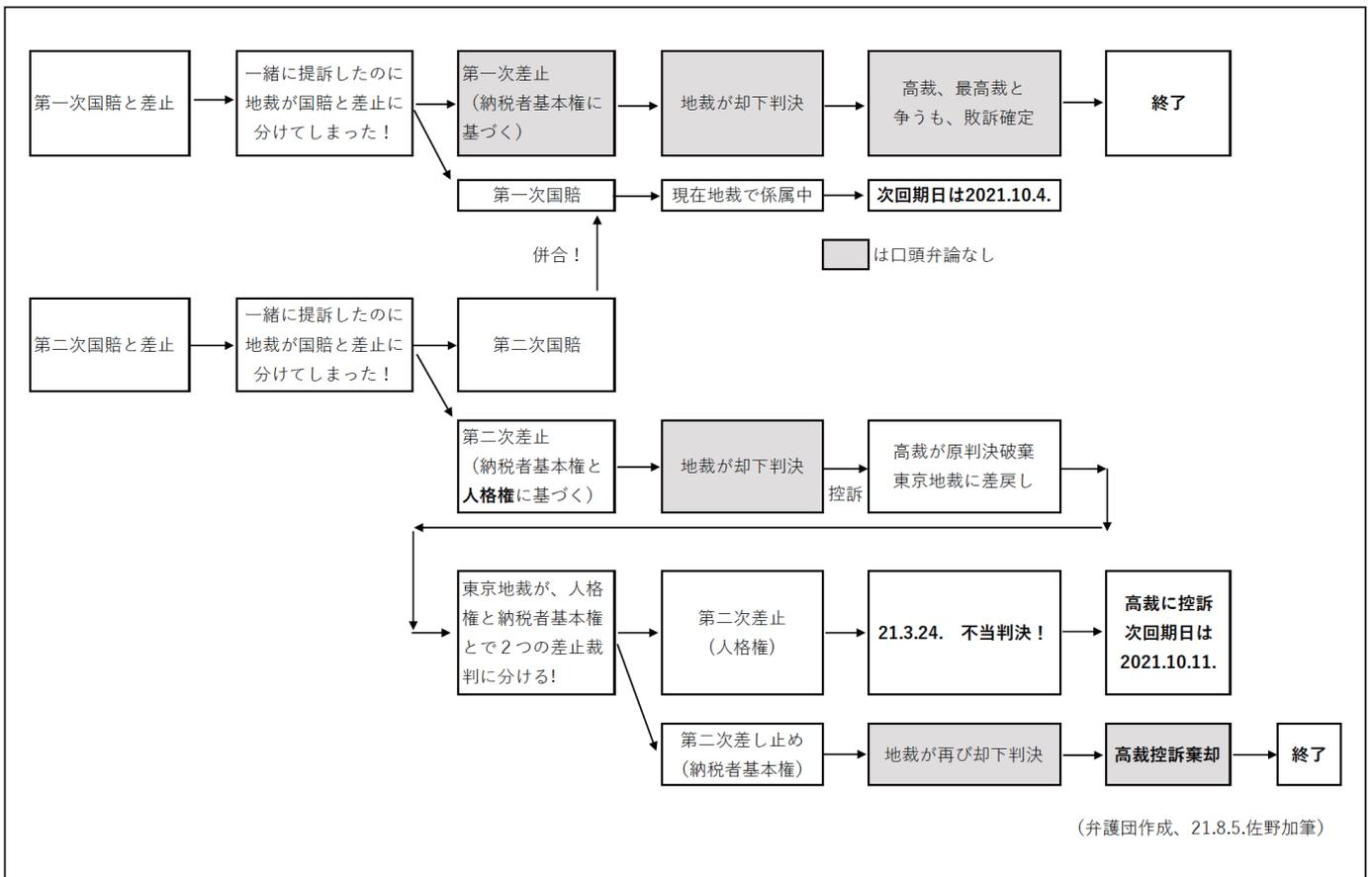
原告代理人：それは主張した後で、判断しつつ追って具体的にする所存です。つい先日には、孔子廟訴訟にて最高裁の新しい判断も出ましたので、その論点も加わると思います。

裁判長：ではなるべく早く論点の全体像をお示しください。（心の声「こいつは、まずいぞ。五月雨的に長引かせないために、予防線を引かなければ。」）

こんな感じで、表面上の紳士的なやりとりの背後で、早く片付けたい裁判長と、徹底弁論に臨む原告側の駆け引きが始まった法廷でした。「国民祭典」と「立皇嗣の礼」について新たな裁判を提起し、その後、併合することを望むとの原告側の主張に対して、裁判官は「併合については検討する」とのこと。次回第9回口頭弁論は10月4日(月)午後2時半に決まりました。差止(人格権)の控訴審も東京高裁第一回口頭弁論が10月11日(月)午前10時半に決まり、代替わり問題を問う裁判の秋の陣が始まります。どうぞ応援ください。

(星出卓也●事務局)

【訴訟の経緯】



政教分離訴訟全国交流集会

佐野通夫●事務局

全国各地の政教分離に関する訴訟に携わる弁護士や原告、支援者が年に一度集まる標記交流集会も第33回となりました。昨2020年、北海道で開催予定でしたが、コロナ感染症のために1年延期となり、今2021年、北海道の方々の力で6月19日にオンライン開催されました。

記念講演は、国際基督教大学名誉教授の笹川紀勝さんの「日本の歴史における政教分離の位置と意義」です。26ページのレジュメという長大な報告で「政教分離の基礎を掘り起こす」ため、「歴史を視点としてみたい。1つはいわば横の関係史的比較の方法である。もう1つはいわば縦の歴史の変遷の検討の方法である。前者では関係史的比較で日本と韓国・中国の切り離しがたい相関関係に着目する。後者では日本史の専門家の研究に学ぶ」として、日韓の憲法政治の比較、そして「安土宗論」事件をテーマに織田信長の権力行使について検討し、「政教分離を国家と宗教の分離という制度論で考えるだけでなく、各人の内面の自由の確保があって分離は要請されるというべきではないか」と結ばれました。

続いて各訴訟団から報告がなされました。

即大違憲訴訟からは、吉田哲也弁護士と事務局・佐野が報告しました。吉田弁護士は、「個々の国民に向けた行為であるとはいえない」から「直接信教の自由を侵害するものではない」「思想良心の形成過程に介入するものではない」という判決論理は、「思想良心の規定創設の経緯等に無自覚ではないか」と指摘。「憲法が保障している信教の自由を直接侵害するに至らない限り、私人との関係で当然には違法と評価されるものでない」という判決論理を批判しました。佐野は、「国費支出の差止、進行している儀式に対する損害賠償請求が勝手に分離され、2つの裁判にされた。行政裁判所は日本国憲法の施行によって廃止されたのではないかと、裁判所の訴訟運営の不当さを訴えました。

京都・主基田違憲訴訟については、中島光孝弁護士と事務局の菱木政晴さんから報告がありました。2019年9月27日に南丹市で行なわれた「主基田抜穂の儀」には、京都府知事

や職員が公費で参加しました。この公金支出が日本国憲法に違反するものとして、京都府民から住民監査請求が出されましたが、2020年10月5日に京都府監査委員会は請求を棄却しました。請求人は、2020年11月4日に京都地裁に提訴しました。

「主基田違憲訴訟の特徴」として、

- ①政教分離原則違反のほか立憲民主主義（憲法4条等）違反の主張を視野に入れていること。
 - ②このため、大嘗祭が、神聖性獲得のための宗教儀式であるにとどまらず、天皇による国家統治の正統性を獲得するための重要な儀式であったことを確認する。
 - ③大嘗祭が、即位後の天皇が皇祖皇宗に報告し、神聖性と正統性を獲得した天皇が臣民に対して服属を確認するものであることの確認。
 - ④大嘗祭の意義が、日本国憲法下においても存続していること。統治の正統性の意味と結びついていた皇室神道（国家神道）が現在も存続していること。
- とされており、即大違憲訴訟と共通した目標が掲げられています。一緒にがんばりましょう。

ノー・ハプサ訴訟からは、即大弁護士でもある浅野史生弁護士、事務局長山本直好さんが報告しました。2020年1月20日に第2次訴訟控訴審第1回口頭弁論が行なわれましたが、その後、口頭弁論期日が2度にわたり取り消され、原告の来日も困難となり、現在も期日は未定のままです。「強制動員被害者らの請求を却下した6.7ソウル地方法院の反動的判決を糾弾する！」という声明も紹介されました。

最後に各地からの報告がありました。福岡・木村眞昭さんからは、東京での即位大嘗祭違憲訴訟に原告として参加し、「天皇代替わり反対行動」「2.11 紀元節反対集会」なども継続していること、山口・小畑太作さんからは、山口県護国神社への合祀取り下げ要請行動を続け、また宇部護国神社改修工事への地元選出議員30人が賛同した問題では、2度の抗議文を提出し、総代会長（市議）が謝罪し、辞任した旨の報告。北海道・相馬宏さんからは、最高裁判決が出た「空知太神社」は元の住民会館が取り壊され、鳥居と祠だけが市有地に立っている状況になっていることが報告されました。

来年は京都で開催予定です。来年こそ全国から集まって交流できればと思います。

訴訟の会リーフレット：改訂増刷しました！

- 今年4月に作ったリーフレットは、好評につきすぐに在庫切れとなりました。ご活用いただき嬉しいです。ありがとうございました。
 - 上記を踏まえ、若干の訂正を加え増刷しました。会員のみなさまにお送りします。まとまった部数をご希望の場合は事務局へご連絡ください。送料実費でお送りします。
- ▶ sokudai@mail.zhizhi.net



京都・主基田拔穂の儀 違憲訴訟

高橋靖 ● 京都・主基田拔穂の儀違憲訴訟団事務局

❖第3回口頭弁論報告

(6月29日(火)16時、京都地裁)

原告第2準備書面を担当した大橋弁護士が、第1準備書面に引き続き、主基田拔穂の儀以降に京都府知事等が関わった大嘗祭関連儀式である新穀献納の儀、大嘗宮の儀、大饗の儀についての事実関係を述べ、主基田拔穂の儀を含むそれらの一連の儀式が宗教儀式そのものであることを明らかにした。次回以降の弁論で、それら京都府知事等が関わった儀式を含む大嘗祭への国や自治体の関与が憲法の政教分離原則に違反するだけでなく、大嘗祭の歴史から大嘗祭そのものの反憲法的性格を明らかにし、知事等の参列がとて「社会的儀礼」と言えるようなものではなく、違憲・違法であることを主張・立証してゆく。次回第4回口頭弁論は10月19日(火)15時半から。

❖公開学習会報告

(6月29日(火)16時半、京都弁護士会館)

上記弁論終了後、歴史学者である高木博志さんを講師に、前回に引き続き、公開学習会「近代天皇制と大嘗祭」を開催した。

講演の中では、「明治」以降、天皇の即位式における唐制(中国式)の廃止、大嘗祭をとりまく神仏習合の廃止、また、庭積の机代物(にわつみのつくえしろもの)の新儀の創設等々、天皇の代替わり儀式が新たな皇室神道の創出の一環としての改変されたようすが語られた。そして、特に本訴訟に関わるところは拔穂の儀を含む大嘗祭の性格について。



前回の学習会でも触れられたが、今回行われた大嘗祭も大日本帝国憲法下の登極令に基いて行われたが、その性格は、「a.共食を通じて(天皇が)神になる儀式+b.農耕祭祀の集大成」というのが公式見解であり近代神学の解釈である(星野輝興(大礼使事務官)「大礼本義」(1928年官報(=政府の公式見解))、川出清彦(掌典・祭事課長)「大嘗祭の祭儀」『大嘗祭の研究』1988年)。ところが1989年の政府見解ではa.を隠し、b.のみとしている。しかし、儀式が変わらないのに意味づけが変わったというのはいえぬことである。

今回の学習会の内容も踏まえ、次回の弁論では、準備書面で京都府知事等が関わった儀式を含む大嘗祭そのものの性格を俎上にのせる。乞うご期待。

❖第4回口頭弁論

2021年10月19日(火)3時半開廷

京都地裁101号法廷(地下鉄丸太町)、傍聴券の抽選予定(京都地裁のHPで確認を)。弁論終了後、4時から弁護士会館にて報告集会

活動日誌 (2021年5月~8月)

- 5月11日(火) 弁護団会議
- 5月28日(金) 弁護団会議
- 6月7日(月) 弁護団会議
- 6月19日(土) 第33回政教分離訴訟全国交流集会(札幌、zoom)
- 6月21日(月) 弁護団会議
- 6月28日(月) 弁護団会議
- 7月5日(月) 国家賠償請求裁判第8回(東京地裁103号法廷)、報告集会(日比谷図書文化館) / 第15回事務局会議
- 8月27日(金) ニュース10号発送、第16回事務局会議

転居された方はお知らせを!

ニュースを発送しますと、毎回何通か宛先不明で戻ってきません。転居された方は新住所を事務局にお知らせください。現在ニュースの発送は、経費削減のためクロネコヤマトのメール便を使用しています。郵便局に転居届を提出されても、業者には通知されません。転居された場合は、お手数をお掛けしますが、事務局にご一報ください。



会費納入、カンパのお願い

裁判には相当の費用がかかっています。年会費未納の方の送金、また支援カンパもお待ちしています。同封の振り込み用紙でご送金ください。よろしくお願いいたします!